

条 例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十五号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

	職員種別	学校種別			
校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	七、九七二 人	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程に限る。）	四、一五一 人	県立及び市町村立の特別支援学校	九、五一四 人
その他の職員	一、三九五 人	四六八 人	五〇七 人	市町村立及び市町村立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	一六、四五二 人
その他の職員	九九八 人	九九八 人	九九八 人	市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	九九八 人

附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間は、同項の表中「七、九七二人」とあるのは「八、〇三五人」と、「九、五一四人」とあるのは「九、六一八人」とする。